

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年1月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年1月25日（水）13時30分～14時15分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第14号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（3件）
報告第15号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」
（専決処理）⇒承認（1件）
報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」
（専決処理）⇒承認（3件）
議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（1件）
議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
8番・坂元三郎 委員 10番・鳴瀬敏雄 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和5年1月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、8番坂元三郎委員、10番鳴瀬敏雄委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第14号から第16号及び議案第46号～第48号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町野谷字南岡	田	2, 0 9 3 m ²
南中岡	田	2, 5 5 1 m ²

賃貸人：地元所有者

賃借人：法人営農

設定された権利：利用集積賃貸借

解約理由：賃借人を法人営農から地元法人企業に変更するため

解約届出日：令和4年12月9日

解約成立日：令和4年12月9日

土地引渡時期：令和4年12月9日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字出新田	田	4 9 9 m ²
東	田	1, 2 4 3 m ²
路池	田	7 9 3 m ²

賃貸人：地元所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：利用集積賃貸借

解約理由：賃借人を営農組合代表から地元法人営農に変更するため

解約届出日：令和5年1月6日

解約成立日：令和4年10月31日

土地引渡時期：令和4年10月31日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町岡字緑ヶ岡	田	1, 4 8 1 m ²
東	田	3, 0 8 7 m ²
東	田	2, 9 5 0 m ²

賃貸人：地元所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：利用集積賃貸借

解約理由：賃借人を営農組合代表から地元法人営農に変更するため

解約届出日：令和5年1月6日

解約成立日：令和4年10月31日

土地引渡時期：令和4年10月31日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第15号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡字前條 (前條公園北方)

地 目： 畑

面 積： 283㎡

申請人： 地元所有者

転用目的： 集合住宅等

土地利用計画： 申請地と南に隣接する宅地の一部を一体利用する。既存建物は除却。東側道路高さまで盛土し、集合住宅1棟建築、駐車場とする。雨水は道路側溝、汚水は公共下水に接続する。

専決処理： 令和4年12月12日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の集合住宅等への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年12月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は3件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡一丁目	田	1, 083㎡	
	田	1, 322㎡	
	2筆合計	2, 405㎡	(小池北東)

設定する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人：建築業・不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成工事する。分譲住宅用地16戸分。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請済。

専決処理：令和5年1月6日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年1月6日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町国岡5丁目 (城ノ池北)

地目：田

転用面積：250㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：申請地と南に隣接する宅地の一部を一体利用する。既存建物は除却。東側・北側道路高さまで盛土し、個人住宅1戸建築する。雨水は道路側溝、汚水は公共下水に接続する。

専決処理：令和5年1月6日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、使用貸借権を設定する、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年1月6日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町国岡字城ノ谷 （稲美野莊園東）

地 目：田

転用面積：836㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：会社経営・農業

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：造成しアスファルト舗装する。雨水は道路側溝へ。

専決処理：令和5年1月12日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）、

議 長： 特に意見、質問がなければ市街化区域内の農地の、所有権を移転する、露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年1月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡字城ノ谷	田	491㎡	
	田	853㎡	
	2筆合計	1,344㎡	（稲美野莊園東）

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：会社経営・農業

農機具：トラクター・田植機・バインダー・糶摺り機 等

栽培作物：水稻・野菜・果樹

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年1月20日13時30分～15時00分までの間、13番福田修農地担当副会長、4番山口透委員、10番鳴瀬敏雄委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。
担当委員から調査結果を報告願います。

10番・鳴瀬委員： 申請地は高低差があり、段々畑のようになっています。数年前までは水稻を栽培されていたそうですが、現在は保全管理されてきました。譲受人は広く農地を管理されており、所有する農地同様、取得される申請地も適切に管理できると思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町下草谷字西大道
(県道野村明石線北側、加古川市境付近)

地目： 田 (現況 畑)

面積： 472㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住者

譲受人： 事業者

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 北と南は宅地、西は進入路、東は水路。表土改良し、
砕石整地する。車両進入部分スロープ。雨水は南東角から東側既設水路へ放流。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は井澤委員です。申請地は用水路の最後の農地で、県道からの進入路は譲渡人の所有です。転用しても農業用水や周辺農地には特に影響ないが、排水先の既設水路は泥上げなどの整備が必要との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地の南東の角から既存の水路に排水可能です。計画ど

おり雨水を排水できれば、他の農地や農業用水等への影響はないように思いますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に、1番藤本勝彦委員が抵触しますので、藤本委員の退席を求めます。

(藤本委員 退席)

議長： それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：5件

利用権を設定する申請者（貸付者）：6件

申請筆数：12筆

申請面積：17,002㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：4件

利用権を設定する申請者（貸付者）：5件

申請筆数：10筆

申請面積：13,568㎡

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受け転貸を同時に行うもの）

利用権を設定する申請者（借受者）：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：1件

申請筆数：2筆

申請面積：3,434㎡

議 長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものについて、特に問題ありませんでした。

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の1番藤本勝彦委員は自席にお戻りください。

(藤本委員 席に戻る)

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年1月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年1月25日

議長 坂 本 英 正

委員 坂 元 三 郎

委員 鳴 瀬 敏 雄